

大阪広域水道企業団公告第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年3月2日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
四條畷 第156号	吉野住設 水本 和利	枚方市招堤中町2丁目21番2号	令和2年2月6日
四條畷 第211号	ヴァンクール 奥 弘毅	四條畷市薮屋396番14号	令和2年2月6日